

道路位置指定に関する排水施設設置基準

令和4年4月

檀 原 市

道路位置指定に関する排水施設設置基準

道路位置指定に関する道路位置指定基準第2. 1. 8)の排水施設の設置基準は、次のとおりとする。ただし、樫原市が維持管理することが明確な排水管で、市長と事前に協議し、その了承を得た構造については、この基準によらないこととする。

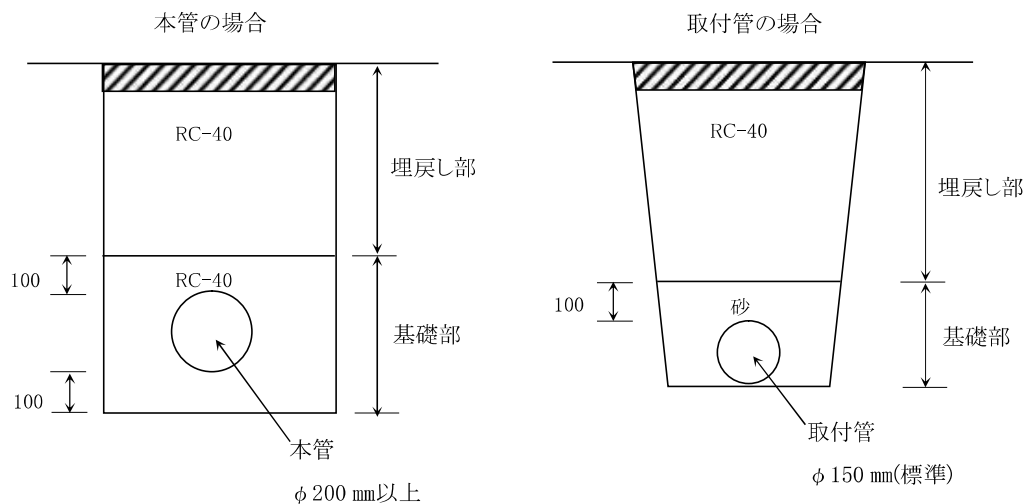
1. 汚水施設

1) 管路計画

- ア. 排水方法は、汚水排水と雨水排水を分流し、暗きょ構造とすること。
- イ. 公共下水道（汚水）管を管路敷きに布設してはならない。
- ウ. 排水施設は、排水が流出される区域を明確にし、「樫原市開発指導基準」の規定により計画排水量が管きょ能力の範囲内となっていることを確認すること。

2) 管路の構造

- ア. 本管に使用する管種は、「J S W A S K - 1 3」に適合する下水道用リブ付硬質塩化ビニル管、又はそれ以上の強度を有するものとする。
取付管に使用する管種は、「J S W A S K - 1」に適合する下水道用硬質塩化ビニル管、又はそれ以上の強度を有するものとし、本管の最小管径は200mm、取付管の最小管径は150mmとする。
- イ. 本管の埋設深さは、原則として管頂までの土被りを1.0m（歩道下に設置する場合は0.6m）以上とし、基礎及び埋め戻しは再生砕石を使用すること。
尚、構造は次図のとおりとする。

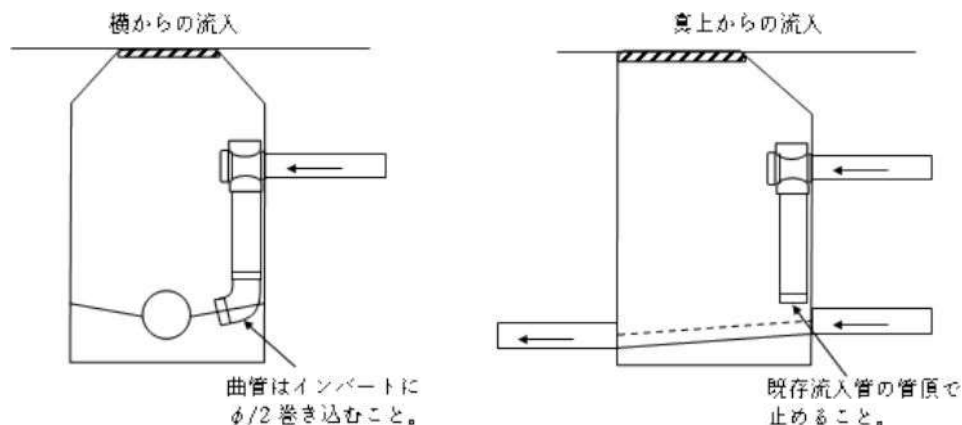


- ウ. 人孔間距離が10m以下の短いスパンについては、施工誤差等による逆勾配を防止するため、10.0%以上に設定することを検討する。

- エ. 取付管は、最上流人孔を除いて本管に接続するものとする。この場合において、接続部材は自在支管（ワンタッチ式）を使用し、本管への接続位置は本管の管頂から $\pm 60^\circ$ の範囲に取付けるものとする。
- オ. 取付管の基礎は砂基礎とし、その構造は上記（２）の図のとおりとする。この場合において、土被りは、最低 0.6 m を確保するものとし、管勾配は 10 ‰ 以上とする。
- カ. 人孔における異径の管きよの接合は管頂接合とする。
- キ. 人孔と本管の接続にはレベル２地震動に対応した可とう性継手を使用するものとする。
- ク. 前各号によりがたい場合は、市長と別途協議を行うものとする。

3) 人孔について

- ア. 人孔の構造は、「J S W A S A-11」に適合する１号組立人孔（内径 900 mm ）をとし、インバートを設けること。ただし、次に掲げる基準を満たすものについては、１号組立人孔に代えて、小口径塩ビ人孔を設置することができる。
 - a 設置する小口径塩ビ人孔は、下水道硬質塩化ビニル製リブ付小型人孔（J S W A S K-17） $\phi 300\text{ mm}$ を標準とすること。
 - b 人孔深は 2.5 m 以下であること。
 - c 連続配置は極力避けられていること。
 - d 設置箇所が次のいずれかに該当すること。
 - ① 将来流入のない起点人孔。
 - ② 将来流入のない中間人孔。
 - ③ 前①号及び②号の他、維持管理上問題がない人孔
- イ. 人孔の鉄蓋は、設計自動車荷重 25 トン 対応で市の仕様を満足する汚水タイプの鉄蓋を使用すること。また、ヒンジ及び足掛金具は原則として下流側に設置すること。
- ウ. 上流管きよと下流管きよの段差が 0.6 m 以上の場合は、副管を設けること。ただし、設置する副管が内副管の場合は、次の図の例により管末を処理すること。



4) 宅内汚水枥について

- ア. 宅内汚水枥は、原則として1つの敷地に1箇所設置するものとし、設置する位置は、道路との境界から宅地側1mの範囲とする。この場合において、できる限り宅地と道路の高低差の少ない位置に設置し、有効な深さとして0.85mを確保するものとする。
- イ. 宅内汚水枥の蓋は、市長が別に定める汚水枥蓋を使用し、その材質は硬質塩化ビニル製を標準とする。ただし、設置する位置に車両等の通行がある場合は、鋳鉄蓋とする。
- ウ. 宅内汚水枥の規格は、枥深1.5m以下の場合において、内径200mmの小口径塩ビ枥を標準とする。ただし、流入深さが1.5mを超える場合は、市長と別途協議するものとする。

2. 雨水施設

1) 排水計画

- ア. 排水方法は、汚水排水と雨水排水を分流すること。なお、浄化槽からの排水（合流管）は、暗きょ構造によって排水させること。
- イ. 既設排水路への放流は、流向や水位に応じ、各々の排水機能の妨げにならない角度や高さで接続すること。
- ウ. 排水施設は、排水が流出される区域を明確にし、「樫原市開発指導基準」の規定により流出量が算定されていること。

2) 排水施設の構造

① 雨水管及び合流管について

- ア. 排水本管（以下「本管」という。）に使用する管種は「JIS A5350」に適合する強化プラスチック複合管又はそれと同等の強度を有するもの（内面がコンクリート系の管種は除く。）とし、その最小管径は30cmとする。
- イ. 取付管に使用する管種は、本管と同種又は「JIS K6741」に適合する硬質塩化ビニル管（VP管）とし、その最小管径は20cmとする。ただし、宅内枥取付管にあつては15cmとすることができる。
- ウ. 本管は、舗装構造（表層＋路盤）より下部に、かつ、路面に著しい影響を与えない深さに埋設するものとする。
- エ. 本管への取付管接続部材は、原則として支管を使用するものとする。
- オ. 人孔における異径の管きょの接合は、管頂接合とする。

② 道路側溝について

- ア. 道路側溝については、原則として自由勾配側溝を使用すること。なお、周辺の状況等によりこれにより難しい場合は、市長と協議すること。
- イ. 自由勾配側溝の本体及び蓋（コンクリート製又はグレーチング）共に設計自動車荷重25トン対応を用い、その最小内径は幅及び高さ共に30cmを原則とする。

- ウ. 道路横断部については、横断用を用い、グレーチング蓋はボルト締めとすること。
- エ. 浄化槽からの排水は、自由勾配側溝に接続せず、暗きょ構造によって排出させること。
- オ. 宅内雨水管を接続する箇所については、維持管理が容易なグレーチング蓋を設置すること。
- カ. 泥溜めについては、15cm以上を確保し、20m毎に1箇所以上設けること。

3) 人孔について

- ア. 人孔の構造は、原則として1号組立人孔（内径φ900）とし、雨水のみを排除すべき人孔にあつては深さ15cm以上の泥だめ、合流管の人孔にあつてはインバートを設けること。
- イ. 人孔の鉄蓋は設計自動車荷重25トン対応で市の仕様に準じた雨水タイプの鉄蓋を使用すること。また、ヒンジ及び足掛金具は原則として下流側に設置すること。
- ウ. 人孔への取付管接続は人孔1箇所につき2本までとする。

4) 排水路の横断構造について

- ア. 道路の側溝程度（おおむね60cm未満）の幅の場合は、設計自動車荷重25トン対応のグレーチング蓋を用い、ボルト締めとする。
- イ. 排水路内を水路管理者が歩行可能な程度の横断幅の場合は、コンクリート床版（スラブ）を用い、下流側に点検口及び足掛金具を、両端部には防護柵を設置する。この場合において、コンクリート床版（スラブ）は水路断面を阻害してはならない。
- ウ. 横断すべき既設水路を事前に調査を行い、側壁に破損箇所がある場合は補修対策について市長と協議するものとする。
- エ. ア、イ又はウによりがたい場合は、市長と別途協議を行うものとする。

5) その他

街きょ柵の間隔は20m程度に1箇所とする。道路内に設ける柵については、蓋をグレーチングにするなど管理が容易な構造とすること。